

- 27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日における人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条第8号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、または労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認または請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
- (8) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話または疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (9) 要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者または週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の会計年度において5日(要介護者が2人以上の場合には10日)の範囲内の期間
- (10) 会計年度任用職員の親族(別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (11) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている会計年度任用職員または6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の7月から9月までの期間内における週休日、第10条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (12) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき。
- イ 会計年度任用職員および当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (13) 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (15) 生理に有害な職務に従事する場合および生理日において勤務することが困難である場合 2日の範囲内でその都度必要と認められる期間
- (16) 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体または胎児の健康保持に影響を与える場合 1日を通じて1時間を超えない範囲
- (17) 妊娠中または出産後1年以内の会計年度任用職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導または同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間
- (18) 妊娠中の会計年度任用職員が、妊娠に起因する障害(つわりに限る。)のため勤務することが著

しく困難である場合 7日の範囲内で必要と認められる期間

2 前項第3号および第16号から第18号までの休暇については、無給の休暇とする。

3 第1項第8号および第9号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日または1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

5 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号および第3号に掲げる会計年度任用職員以外の職員 7時間45分

(2) 1号職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 1号職員のうち、前号に規定する職員以外のもの 7時間45分

（介護休暇）

第18条 勤務時間条例第15条第1項および第2項の規定は、次項に規定する要件を満たす会計年度任用職員の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項の要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 在職期間が1年以上である会計年度任用職員

(2) 介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任命権者を同じくする職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(3) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務

日が121日以上である会計年度任用職員

3 第1項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第19条 勤務時間条例第15条の2第1項および第2項の規定は、次項に規定する要件を満たす会計年度任用職員の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項の要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 在職期間が1年以上である会計年度任用職員

(2) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員

(3) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員

3 第1項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（病気休暇および特別休暇の承認）

第20条 任命権者は、病気休暇または特別休暇（第17条第1項第5号および第6号に規定するものを除く。第22条第1項において同じ。）の請求について、第17条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

（介護休暇および介護時間の承認）

第21条 任命権者は、介護休暇または介護時間の請求について、第18条第1項または第19条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日または時間については、この限りでない。

（年次有給休暇、病気休暇および特別休暇の請求等）

第22条 年次有給休暇、病気休暇または特別休暇の承認を受けようとする会計年度任用職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない

ない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その理由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、7日以上病気休暇または特別休暇（第17条第1項第5号および第6号に掲げる申出を含む。）の承認を受けようとする会計年度任用職員は、あらかじめ休暇願（別記様式第1号）に記入して任命権者に対して行わなければならない。

（介護休暇および介護時間の請求）

第23条 介護休暇または介護時間の承認を受けようとする会計年度任用職員は、あらかじめ休暇願（別記様式第2号）に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（休暇の承認等の決定等）

第24条 第22条第1項または前条の請求があった場合においては、任命権者は、速やかに承認し、または許可するかどうかを決定し、当該請求を行った会計年度任用職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同条の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇または介護時間について、その理由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（雇用管理上必要な措置）

第25条 任命権者は、職場において行われる第18条の規定による介護休暇その他の子の養育または家族の介護に関する次に掲げる制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(1) 草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4

年草津市条例第5号）に規定する育児休業および部分休業

(2) 第9条に規定する育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限

(3) 第17条第8号および第9号に規定する特別休暇

(4) 第19条に規定する介護時間

（報告）

第26条 市長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、会計年度任用職員の勤務時間、休日および休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

（勤務時間等の規定についての特別の定め）

第27条 任命権者は、当該会計年度任用職員の職務の特殊性その他の事情により、第3条から前条までの規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、市長と協議のうえ、勤務時間、休暇等について別段の定めをすることができる。

（委任）

第28条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第14条第1項第1号関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	
任用期間	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日

別表第2（第14条第1項第2号関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	
任用年度	2年度	11日	8日	6日	4日	2日
	3年度	12日	9日	6日	4日	2日
	4年度	14日	10日	8日	5日	2日
	5年度	16日	12日	9日	6日	3日
	6年度	18日	13日	10日	6日	3日
	7年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

別表第3 (第14条第1項第3号関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任用期間	1月以下	0日	0日	0日	0日
	1月を超え2月以下	1日	1日	0日	0日
	2月を超え3月以下	2日	1日	1日	0日
	3月を超え4月以下	3日	2日	1日	0日
	4月を超え5月以下	4日	2日	1日	0日
	5月を超え6月以下	5日	3日	2日	1日

別表第4 (第17条第1項第10号関係)

死亡した者		日数
配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)		10日
血族	1親等の直系尊属 (父母)	7日
	1親等の直系卑属 (子)	5日
	2親等の直系尊属 (祖父母)	3日
	2親等の直系卑属 (孫)	1日
	2親等の傍系親族 (兄弟姉妹)	3日
	3親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日
姻族	1親等の直系尊属 (父母の配偶者、配偶者の父母)	3日
	1親等の直系卑族 (子の配偶者、配偶者の子)	1日
	2親等の直系尊属 (祖父母の配偶者、配偶者の祖父母)	1日
	2親等の傍系親族 (兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹)	1日
	3親等の傍系尊属 (伯叔父母の配偶者に限る。)	1日

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継

承を受けた者は、1親等の直系血族 (父母および子) に準ずる。

3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

別記

様式第1号 (第22条第2項関係)

病 気 休 暇  
特 別 休 暇

年 月 日

任 命 権 者 様

所属名  
氏 名

第16条第 号の規定に  
第17条第 号  
に基づき、下記のとおり休暇を受けたいので承認をお願いします。

記

1 事 由

2 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

3 分べんの場合  
分べん予定または出席年月日  
年 月 日

(添付) 医師の診断書または説明書

※ この様式は病気休暇、特別休暇で7日以上取得する場合に使用し、文書処理カードにより所長承認の後、職員課へ合紙のこと。

- (参考)
- 規則第16条 (1) 公務上の出張 (7日以上)  
(2) 普通傷病 (7日以上)
- 規則第17条 (5) 直前休暇  
(6) 産後休暇

様式第2号 (第23条第1項関係)

介 護 休 暇 申 出 書

年 月 日

所 長

氏 名

印

下記のとおり  
介護休暇 介護休暇の延長  
介護時間 介護時間をします。

要介護者の 状 況	氏名	
	本人との続柄	年 月 日 年 月 日
	同居・扶養の状況	している していない
	他の家族で介護 (要介護認定なし)	
申出期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	時 分から 時 分まで	
同一の要介護者について これまでの介 護休暇、介護 時間の取得状 況	介護休暇	年 月 日から 年 月 日まで
	介護時間	時 分から 時 分まで
	介護休暇	年 月 日から 年 月 日まで
	介護時間	時 分から 時 分まで

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第19号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第30号。以下「条例」という。)に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与および費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 条例第3条第3項に規定する職務の級および号給の決定の基準は、別表に定めるところによる。ただし、同表に定めがないものについては、別に定めるところによるものとする。

2 新たに任用する会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員を任用した日(以下「任用日」という)の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者については、前項の規定にかかわらず、当該職務に在職した年数を加算して職務の級および号給を決定する。

(再度の任用の場合の職務の級および号給の決定基準)

第3条 任用日の前日から会計年度任用職員として引き続き同一と認められる職務に従事する者(以下「再度任用職員」という。)の職務の級および号給の決定については、同日においてその者が受けていた職務の級および号給と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、4月1日に再度任用職員を任用する場合であって、同日の前日以前1年間における当該再度任用職員の勤務成績が良好である場合にあつては、前項の規定により決定した号給の4号給上位の号給とする。

3 前項の規定による勤務成績の判定の方法については、別に定める。

(休職または育児休業をしている会計年度任用職員の号給の決定基準等)

第4条 4月1日において任用する会計年度任用職員で、同日において休職し、または育児休業をしている者のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者の号給の決定については、前条第2項および第3項の規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

(1週平均の正規の勤務時間数)

第5条 条例第3条第4項に規定する1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間数とする。

(1) 条例第2条に規定する1号職員(以下「1号職員」という。) 30時間までの範囲内で別に定める時間数

(2) 条例第3条第4項に規定する2号職員 38時間45分

(給料等の支給)

第6条 給料等(条例第2条に規定する給料および手当をいう。以下同じ。)は、月の1日から末日までを計算期間として支給する。

2 日額または時間額により給料が定められた会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数または勤務時間に応じて給料を支給する。

3 月額により給料が定められた会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの給料を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの給料を支給する。

4 前項の規定により給料を支給する場合であつて、1月未満の端数があるときは、その給料額は、その月の現日数から当該会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 給料等の支給期日は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、支給期日が祝日法による休日(草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年草津市規則第18号)第12条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。)、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給期日とする。

(1) 月額により給料が定められた会計年度任用職員 第1項に規定する計算期間となる月の21日



(2) 日額または時間額により給料が定められた会計年度任用職員 第1項に規定する計算期間となる月の翌月の15日

6 月の中途において会計年度任用職員が任命権者を異にして異動した場合等における当該職員の当該月の給料の額は、これを発令の日の前日までの分と発令の日以後の分に分け、それぞれ日割りにより計算した額の合計額とする。

7 給料等は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(1号職員の通勤に係る費用弁償)

第7条 1号職員が草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。)第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該1号職員に対し、次の各号に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。

(1) 4日以上 給与条例第15条第2項の規定の例により算定した額

(2) 3日以下 1日当たり2,750円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額

2 前項に定めるもののほか、同項の費用弁償の支給について必要な事項は、常勤職員の通勤手当の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

(勤務しないことについての承認の基準)

第8条 条例第10条ただし書の規定による承認は、会計年度任用職員が年次有給休暇または特別休暇を受けた場合、職務に専念する義務を免除された場合その他任命権者が特に必要と認めた場合に行う。

(期末手当)

第9条 条例第11条の規則で定める者は、任期が6月未満の者、1週間当たりの勤務時間が30時間未満の者または日額もしくは時間額により給料が定められた者とする。

2 前項に規定する任期が6月未満の者であって、会計年度任用職員の1会計年度内における任期(任命権者を同じくするものに限る。)の合計が6以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6以上の会計年度任用職員とみなす。

3 期末手当の額は、6月1日および12月1日(以下「基準日」という。)現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)

において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

(期末手当の支給対象外職員)

第10条 期末手当の支給の対象とならない会計年度任用職員は、前条第1項に定める職員のほか、次に掲げる職員とする。

(1) 無給退職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して退職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事退職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して退職にされている職員をいう。)

(3) 停職者(法第29条の規定により停職にされている職員をいう。)

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、草津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年草津市条例第5号)第7条第1項に規定する職員以外の職員

2 前項に規定するもののほか、基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員で、その退職し、または死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者については、期末手当の支給の対象としない。

(在職期間)

第11条 第9条第3項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 前条第1項第3号に定める職員として在職した期間については、その全期間

(2) 前条第1項第4号に定める地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間)が1月以下である職員を除く。)とし

て在職した期間については、その2分の1の期間  
 (3) 前条第1項第1号および第2号に定める休職に  
 されていた期間については、その2分の1の期間  
 (勤務1時間当たりの給与額)

第12条 条例第12条に規定する規則で定める数とは、  
 1週間当たりの勤務時間に52を乗じた数から、祝日  
 法に規定する休日(国民の祝日に関する法律(昭和  
 23年法律第178号)に規定する休日をいう。)およ  
 び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日ま  
 での日(祝日法による休日を除く。))をいう。)の  
 日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得た数を除い  
 たものとする。

(給与から控除することができるもの)

第13条 給与条例第31条の規定は、会計年度任用職員  
 について準用する。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権  
 者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)  
 前に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する  
 法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」とい  
 う。)による改正前の法第3条第3項第3号の規定  
 により草津市に任用されていた特別職の非常勤職員  
 または改正法による改正前の法第22条第5項の規定  
 により臨時的に任用されていた者(以下この項にお  
 いて「臨時的任用職員」という。)が、施行日以後  
 において引き続き草津市の会計年度任用職員として  
 任用される場合のその者の施行日における職務の級  
 および号給の決定については、その者が特別職の非  
 常勤職員または臨時的任用職員として当該職に在職  
 した年数を加算して職務の級および号給を決定する  
 ものとする。

別表(第2条関係)

職 種		給料の基本額	
		給料表の 適用	職務の級お よび号給
行政職	一般事務	給与条例別 表第1一般 行政職給料 表	1-1

一般事務指定職種 (窓口、司書)		1-11
交通安全・啓発その他 これに類する職種		1-16
レセプト点検その他こ れに類する職種		1-22
栄養指導(栄養士)、 保健指導(歯科衛生 士)その他これらに類 する職種		1-26
栄養指導(管理栄養士)		1-30
教育研究所指導員		1-40
介護保険住宅改修相談 その他これに類する職 種		2-3
市民相談員その他これ に類する職種		2-5
母子父子自立支援その 他これに類する職種		2-6
家庭児童相談員		2-9
発達心理相談その他こ れに類する職種		2-12
ことばの教室主任指導 員その他これに類する 職種		2-18
介護認定調査員		2-19
主任家庭児童相談員		2-20
社会福祉士		2-26
手話通訳その他これに 類する職種		2-36
青少年支援員	給与条例別 表第2教育 職給料表	1-31
養護教諭その他これに 類する職種		2-8
小中連携加配教員その 他これに類する職種		2-26
スキルアップアドバイ ザーその他これに類す る職種		2-36
看護師(医療的ケア・ 幼児以上)	給与条例別 表第3医療 職給料表イ 医療職給料 表(2)	2-1
看護師(医療的ケア・ 乳児担当)		2-11
看護師(保健指導、健 康管理、乳幼児健診等)		2-11
保健師、助産師		2-27

幼児教育職	保育士	給与条例別表第4 幼児教育職給料表	1-9
	保育士(担任加算あり)		1-12
	すこやか訪問その他これに類する職種		1-19
	保育士(時差あり)		1-21
	保育士(時差あり、担任加算あり)		1-24
	新規採用保育士指導業務、地域型保育施設支援業務		1-39
技能職	一般事務補助	草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和40年草津市規則第11号)別表第1技能職給料表	1-1
	調理師		1-12
	主任調理師		1-26
	運転手		1-46
労務職	用務員	草津市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第2労務職給料表	1-3

備考 この表に定める職務の級および号給に16号給を加算したものを給料の基本額の上限額とする。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第20号

草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

草津市生活保護法施行細則(平成19年草津市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第3条第2項第3号関係)

同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定もしくは実施または法第77条もしくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私および私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項(保護停止後は、私等および住所または居所、健康状態ならびに他の保護の実施機関における保護の決定および実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構もしくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社、私達の届出その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査または報告要求に対し、官公署等または銀行等が制約することについて、私達が同意している旨を官公署等または銀行等に伝えて構いません。

- ・ 私等および住所または居所
- ・ 資産および収入の状況(生業もしくは就労または求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況および他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定および実施の状況
- ・ 支出の状況

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

(居住所) \_\_\_\_\_

(働き先) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(宛先) 草津市福祉事務所長

別記様式第18号を次のように改める。

様式第18号(第5条関係)

第 号 第 号

姓 \_\_\_\_\_

草津市福祉事務所長 印

住所 \_\_\_\_\_

生活保護法施行細則(以下「法」という。)による保護の決定もしくは実施または法第77条もしくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私および私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項(保護停止後は、私等および住所または居所、健康状態ならびに他の保護の実施機関における保護の決定および実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構もしくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社、私達の届出その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査または報告要求に対し、官公署等または銀行等が制約することについて、私達が同意している旨を官公署等または銀行等に伝えて構いません。

同意する事項

1 資産(扶養義務者等)の状況

第21条(保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定もしくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の内該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求め、または銀行、信託会社、私達の届出その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることと同意する。)

・ 資産所有権者又は被扶養者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他の法律に定める事項(被保護者であった者については、氏名及び住所又は居所、健康状態ならびに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

・ 世帯に同居する者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他の法律に定める事項(被保護者であった者又は扶養義務者であった者については、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等に対し、おそれと同様の立場に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長が、前項の規定による求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した資料を閲覧





表 育 届 書

4. 交通について  
 ・乗車 ( ) 日 ( ) 日に 同程度している。 ( ) していない  
 ・歩行 ( ) 日 ( ) 日に 同程度している。 ( ) していない  
 ・自転車 ( )

5. どうしても補助できない場合は、その理由と付添の医師等の診断書を具体的に記入してください。

6. その他本人の世帯の状況や費入に必要事項が足りず記入しなくてはならない。

7. 申請の提出後変更が必要な場合は必ずお電話ください。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則に規定する改定前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第21号

草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市附属機関運営規則(平成25年草津市規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市農業委員会委員選考委員会の項の次

に次のように加える。

草津市 農業振 興計画 審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 農業従事者 (4) 農業委員 (5) 農地利用最適化推進委員 (6) 関係する団体から選出された者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他市長が必要と認める者	環境経済 部農林水 産課
--------------------------	---	--------------------

別表第1に次のように加える。

草津市 産業振 興計画 審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 関係する団体から選出された者	環境経済 部商工観 光労政課
草津市 多文化 共生推 進プラ ン策定 委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 国際交流団体から選出された者 (4) 経済団体から選出された者 (5) 地縁団体から選出された者 (6) 学校教育の関係者 (7) その他市長が必要と認める者	まちづく り協働部 まちづく り協働課

別表第2に次のように加える。

草津市多文化共生推 進プラン策定委員会	委嘱の日から調査審議した結果を市長に答申する日まで
------------------------	---------------------------

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市介護保険特別給付ナイトデイサービス実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第22号

草津市介護保険特別給付ナイトデイサービス実施規則の一部を改正する規則

草津市介護保険特別給付ナイトデイサービス実施規則（平成16年草津市規則第31号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和3年3月のサービス提供にかかる事業完了をもって、その効力を失う。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日掲示済み）

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例および草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第23号

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例および草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年草津市条例第15号）付則第1条ただし書に規定する規定および草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例（平成27年草津市条例第16号）付則第1条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年3月31日掲示済み）

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第24号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市介護保険条例施行規則（平成12年草津市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第20号の2中

「

生年 月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男・女
----------	--------------	----	-----

」を

「

生年 月日	年 月 日生
----------	--------

」に、

1 車いす関連	6 歩行器
2 特殊寝台関連	7 歩行補助つえ
3 床ずれ防止用具	8 徘徊感知機器
4 体位変換器	9 移動用リフト
5 手すり	10 スロープ

」を

1 車いす関連	7 歩行補助つえ
2 特殊寝台関連	8 徘徊感知機器
3 床ずれ防止用具	9 移動用リフト
4 体位変換器	10 スロープ
5 手すり	11 自動排泄処理装置
6 歩行器	

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市介護保険条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市長寿祝金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第25号

草津市長寿祝金条例施行規則の一部を改正する規則

草津市長寿祝金条例施行規則(平成9年草津市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条に次のただし書を加え、同条を第3条とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第1条の次に次の1条を加える。

(住所)

第2条 条例第2条の住所を有するとは、本市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されていることをいう。

第4条を削る。

第5条中「の申請」を削り、同条を第4条とする。

第6条中「別記様式第2号」を「別記様式」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別記様式第1号を削る。

別記様式第2号中

「別記様式第2号(第6条関係)」を

「別記

様式(第5条関係)」に、

「

[地(学)区]

[行連区名]

」を

「

[学区]

[行政区名]

[該当年度]

」に、「住民となった年月日」を「住所

要件を満たすか」に改め、

「

77

」を削り、同様式を別記様式とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第26号

草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

草津市営住宅条例施行規則(平成9年草津市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に、入居しようとする者(現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出をし

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を含む。)の入居の申込みをしようとする日現在における過去1年間または前年分の収入状況に関する収入申告書(別記様式第2号)を添付し、」を「を」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「」を含む。」の右に「以下同じ。」を加え、「収入申告書」を「市営住宅入居申込書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(公開抽選における優遇措置)

第2条の2 条例第9条第4項に規定する公開抽選における優遇措置は、同項に規定する者の当選確率が、それら以外の者の当選確率の概ね2倍となるよう講ずる措置とする。

第5条を削り、第4条第1項第1号中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同項第2号中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同項第3号および第4号を次のように改める。

(3) 入居しようとする者の入居の申込みをしようとする日現在における過去1年間または前年分の収入状況に関する収入申告書(別記様式第5号)

(4) 緊急連絡先届出書(別記様式第6号)

第4条第2項中「請書」を「前項各号に掲げる書類」に改め、第4条第4項を削り、同条第5項中「条例第11条第5項」を「条例第11条第4項」に、「別記様式第9号の2」を「別記様式第9号」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第5条とする。

第3条中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(単身者の入居できる市営住宅)

第3条 条例第6条第2項に規定する規則で定める規格の市営住宅は、住戸専用面積が60平方メートル未満のものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第7条中「条例第11条第4項」を「条例第11条第3項」に改める。

第9条第1項中「第4条第1項第2号から第4号までに」を「第4条第1項第2号および第4号に」に改め、ただし書を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第2号中「令」を「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)」に改め、同項を同条第3項とする。

第20条第1項中「第4条第1項第2号から第4号ま

でに」を「第4条第1項第2号および第4号に」に改め、ただし書を削り、同条第4項中「第4条第1項第2号から第4号までに」を「第4条第1項第2号および第4号に」に改め、ただし書を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第24条中「、第10条」の右に「第3項および第4項」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、住宅地区改良法第18条および旧小集落地区等改良事業制度要綱第13第1項の規定により改良住宅に入居している場合にあっては、第10条第5項中「第2項から第4項まで」とあるのは「第2項」に読み替える。

第25条第2項から第6項までを削る。

第26条中「別記様式第46号」を「別記様式第42号」に改める。

第27条中「別記様式第47号」を「別記様式第43号」に改める。

第29条中「別記様式第48号」を「別記様式第44号」に改める。

第30条第2項中「草津市営住宅駐車場使用料納付書(別記様式第48号の2)による」を「草津市営住宅家賃納付書(別記様式第23号)を準用して行う」に、同条第3項中「草津市営住宅駐車場使用料納付書(別記様式第48号の3)により」を「草津市営住宅家賃納付書(別記様式第23号)を準用して」に改める。

第31条第2項中「別記様式第49号」を「別記様式第45号」に、同条第3項中「別記様式第50号」を「別記様式第46号」に改める。

第32条中「別記様式第51号」を「別記様式第47号」に改める。

第33条中「別記様式第52号」を「別記様式第48号」に改める。

第34条第2項中「別記様式第53号」を「別記様式第49号」に改める。

第37条第1項中「別記様式第54号」を「別記様式第50号」に、同条第2項中「別記様式第55号」を「別記様式第51号」に改める。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号中「様式第3号(第3条関係)」を「様式第2号(第4条関係)」に改め、「、請書」を削り、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第4号中「様式第4号(第4条第1項関係)」を「様式第3号(第5条第1項第1号関係)」



に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「様式第5号（第4条第1項関係）」を「様式第4号（第5条第1項第2号関係）」に改め、同様式を別記様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第5条第1項第3号関係）

収入申告書

専任局長 宛

公営住宅並びに市営住宅条例の規定に基づき、私及び同居者等の1月1日から12月31日までの年間所得額（控除等を証明する書類を含む）を、次のとおり申告します。

種別	氏名	性別	生年月日	収入の項目	所得額の計算					備考	
					給与	退職金	雑収入	控除	所得額		

※ 年間所得額等を計算する添付書類は、のりづけせず、この申告書と併せて提出して下さい。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第5条第1項第4号関係）

緊急連絡先届出書

専任局長 宛

住所  
(    番   棟   号 )  
氏名  
電話番号 (    )    -   

市営住宅の使用にあたり、次のとおり緊急連絡先を届出します。

入居者が市営住宅から緊急連絡の通知があった場合や、自然災害（地震、火災、水害など）が発生した場合など、緊急を要する連絡が必要となった際に迅速に連絡がとれるようになります。

区分	名称・電 話		
	住 居	姓 名	電話番号
緊急連絡先	住 居	詳 細	大(小)規模修繕・関係
		電話番号	
	勤務先等		
	物件先所在地		
	勤務先電話番号		

備考

- 緊急連絡先の届出を速切に実施していただくために、緊急連絡先の届出に連絡がとれる方に依頼していただきます。また、ご了承ください。また、必要に応じて草津市避難所に関する情報を提供させていただきます。
- 緊急連絡先は無期限で有効とするものとする。もし今後何らかの理由で緊急連絡先を変更される場合は、改めて緊急連絡先届出書を提出していただくことになります。
- 緊急連絡先が変更された場合は、住所等一部の事項が変わった場合に、緊急連絡先届出書を提出していただきます。

別記様式第7号中「第4条第2項関係」を「第5条第2項関係」に改める。

別記様式第8号中「第4条第3項関係」を「第5条第3項関係」に改める。

別記様式第9号を削り、別記様式第9号の2中「様式第9号の2（第4条第5項関係）」を「様式第9号（第5条第4項関係）」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第9号の3から別記様式第9号の7までを削る。

別記様式第14号中

承 継 の 理 由	
-----------	--

備考 連帯保証人の請書、印鑑登録証明書、納税証明書および課税証明書（納税証明書に市町村住民税の課税の有無の記載がある場合は添付不要）を添付すること。

」を

承 継 の 理 由	
-----------	--

」に

改める。

別記様式第35号中

「備考 申請理由を証する書類、市営住宅返還届、連帯保証人の請書、印鑑登録証明書、納税証明書および課税証明書（納税証明書に市町村住民税の課税の有無の記載がある場合は添付不要）を添付すること。

」を

「備考 申請理由を証する書類、市営住宅返還届を添付すること。」に改める。

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号(第25条第1項関係)

第 号  
年 月 日

様

草津市長

収入超過者認定通知書

あなたを収入超過者として認定します。市営住宅に3年以上入居されている方で、一定以上の所得を得ている方は、別荘家賃をお支払いいただきます。

収入認定の計り基礎	収入者名	世帯員(円)	本人控除(円)	扶養控除
	世帯員数(円)	本人控除(円)	扶養控除(円)	収入認定額(円)
収入認定区分	収入区分	現行家賃	別荘家賃	
適用期間		別荘住宅の家賃		
収入認定の計り基礎	収入者名	世帯員(円)	本人控除(円)	扶養控除
	世帯員数(円)	本人控除(円)	扶養控除(円)	収入認定額(円)
収入認定区分	収入区分	現行家賃	別荘家賃	
適用期間		別荘住宅の家賃		
月額家賃	家賃	別荘料	免減額	月額家賃

備考  
この収入超過者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係部署を絡めて意見を提出することができます。必要な方は、関係部署へ御連絡ください。

- 別記様式第42号から別記様式第45号までを削る。
- 別記様式第46号中「様式第46号」を「様式第42号」に改め、同様式を別記様式第42号とする。
- 別記様式第47号中「様式第47号」を「様式第43号」に改め、同様式を別記様式第43号とする。
- 別記様式第48号中「様式第48号」を「様式第44号」に改め、同様式を別記様式第44号とする。
- 別記様式第48号の2および別記様式第48号の3を削る。
- 別記様式第49号中「様式第49号」を「様式第45号」に改め、同様式を別記様式第45号とする。
- 別記様式第50号中「様式第50号」を「様式第46号」に改め、同様式を別記様式第46号とする。
- 別記様式第51号中「様式第51号」を「様式第47号」に改め、同様式を別記様式第47号とする。
- 別記様式第52号中「様式第52号」を「様式第48号」に改め、同様式を別記様式第48号とする。
- 別記様式第53号中「様式第53号」を「様式第49号」に改め、同様式を別記様式第49号とする。
- 別記様式第54号中「様式第54号」を「様式第50号」に改め、同様式を別記様式第50号とする。
- 別記様式第55号中「様式第55号」を「様式第51号」

に改め、同様式を別記様式第51号とする。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定、第25条第2項から第6項までを削る改正規定、第26条、第27条、第29条、第30条第2項および第3項、第31条第2項および第3項、第32条、第33条、第34条第2項ならびに第37条の改正規定、別記様式第41号の改正規定、別記様式第42号から別記様式第45号までを削る改正規定、別記様式第46号の改正規定、同様式を別記様式第42号とする改正規定、別記様式第47号の改正規定、同様式を別記様式第43号とする改正規定、別記様式第48号の改正規定、同様式を別記様式第44号とする改正規定、別記様式第49号の改正規定、同様式を別記様式第45号とする改正規定、別記様式第50号の改正規定、同様式を別記様式第46号とする改正規定、別記様式第51号の改正規定、同様式を別記様式第47号とする改正規定、別記様式第52号の改正規定、同様式を別記様式第48号とする改正規定、別記様式第53号の改正規定、同様式を別記様式第49号とする改正規定、別記様式第54号の改正規定、同様式を別記様式第50号とする改正規定、別記様式第55号の改正規定、同様式を別記様式第51号とする改正規定ならびに付則第7項および第8項の規定は、令和2年7月1日から施行する。  
(単身者の入居できる市営住宅に関する経過措置)
- この規則による改正後の草津市営住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条の規定は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の入居の申込みから適用し、施行日において現に単身で入居している者については、適用しない。  
(改良住宅の家賃に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に改良住宅(草津市営住宅条例(平成9年草津市条例第17号)第42条第1項ただし書に係る改良住宅を除く。)入居している者については、令和3年3月31日までの間は、新規則第24条および第25条の規定は適用せず、この規則による改正前の草津市営住宅条例施行規則(以下「旧規則」という。)第24条および第25条の規定は、なおその効力を有する。
- 草津市営住宅条例第44条の規定による家賃の決定に関する必要な手続その他の行為は、前項の規定に

かわらず、令和3年3月31日以前においても新規則の例によりすることができる。

5 この規則の施行に際し、令和3年4月1日前に旧規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。  
(様式に関する経過措置)

6 この規則の施行の際現にある旧規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

7 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年草津市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第30条の次に次の1条を加える。

第31条 条例別表第1の草津市営住宅条例(平成9年草津市条例第17号。以下この条において「条例」という。)に規定する改良住宅(小集落地区改良事業制度要綱(昭和45年建設省住街発第31号)に基づく改良住宅に限る。)の管理に関する事務であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第42条において準用する条例第8条の入居者の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査またはその申告に対する応答に関する事務
- (2) 条例第42条において準用する条例第12条の同居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務
- (3) 条例第42条において準用する条例第13条の入居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務
- (4) 条例第42条において準用する条例第15条の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査、その申告に対する応答または収入の把握に関する事務
- (5) 条例第42条において準用する条例第16条の家賃の減免または徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務
- (6) 条例第42条において準用する条例第19条の敷金の徴収に関する事務および敷金の減免または徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実について

の審査またはその申請に対する応答に関する事務

- (7) 条例第44条の家賃の決定に関する事務
- (8) 条例第45条の収入超過者の決定等に関する事務
- (9) 条例第48条のあっせん等に関する事務
- (10) 条例第49条の収入状況の報告の請求等に関する事務

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

8 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則(平成27年草津市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第34条の次に次の1条を加える。

第35条 条例別表第2の草津市営住宅条例(平成9年草津市条例第17号。以下この条において「条例」という。)に規定する改良住宅(小集落地区改良事業制度要綱(昭和45年建設省住街発第31号)に基づく改良住宅に限る。)の管理に関する事務であって規則で定めるものは、次に掲げる事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 条例第42条において準用する条例第8条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実について審査またはその申告に対する応答に関する事務  
当該申込みをした者またはその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報
  - ア 市民税に関する事務
  - イ 生活保護実施関係情報
  - ウ 外国人の生活保護実施関係情報
- (2) 条例第42条において準用する条例第12条の同居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務  
当該申請をした入居者またはその同居者に係る前号の情報
- (3) 条例第42条において準用する条例第13条の入居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答に関する事務  
当該申請をした入居者またはその同居者に係る第1号の情報
- (4) 条例第42条において準用する条例第15条の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査、その申告に対する応答または収入の把握に関する事務  
当該申告をした入居者またはその同居

者に係る第1号の情報

- (5) 条例第42条において準用する条例第16条の家賃の減免または徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 当該申請をした入居者またはその同居者に係る第1号の情報
- (6) 条例第42条において準用する条例第19条の敷金の徴収に関する事務および敷金の減免または徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務 当該申請をした入居者またはその同居者に係る第1号の情報
- (7) 条例第44条の家賃の決定に関する事務 入居者またはその同居者に係る第1号の情報
- (8) 条例第45条の収入超過者の決定等に関する事務 入居者またはその同居者に係る第1号の情報
- (9) 条例第48条のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る改良住宅の入居者またはその同居者に係る第1号アの情報
- (10) 条例第49条の収入状況の報告の請求等に関する事務 入居者またはその同居者に係る第1号の情報

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第42号

草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

草津市児童育成クラブ条例施行規則（昭和61年草津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表「のびっ子」常盤の項中「60人」を「90人」に改め、同表「のびっ子」山田の項中「70人」を「100人」に改め、同表「のびっ子」志津南の項中「70人」を「90人」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記  
様式第1号（第5条第1項関係）  
児童育成クラブ入会申請書  
令和 年 月 日  
児童育成クラブ施設管理者 宛  
保護者氏名：  
児童育成クラブへの入会につき、下記のとおり申請します。

児童育成クラブ名			伊勢クラブ施設 〒		
入会希望期間		□通常（）年（）月（）日	□学年初（）月（）日	□夏季（）月（）日	
赤十字番号			生年月日	申込年度 入会時年齢	
児童の氏名			年 月 日	小 学 校	
児童の住所		〒	市	区	
保護者の住所		〒	市	区	
入会を希望する具体的理由		父 母 祖父 孫 など	就学・その他	のため	
入会申請経路等（※別表記載事項の記載を捺印する際の参考とし、必ず記入してください）					
□身体障害者 肢体 機能障害 精神障害 保健福祉施設 障害者施設 A・B					
□特別支援学校入会予定（併設） 特別支援学校 通級					
□学童クラブ入会予定（併設） 学童クラブ 通級					
□児童相談所等（児童相談所） 児童相談所					
□児童福祉施設等（児童福祉施設） 児童福祉施設					
□その他（）					
□児童福祉施設等（児童福祉施設）					

交付種別	交付期間	交付回数	申請状況	備考	備 考
交付済					

家族・児童の状況説明  
1 家族の状況  
(1) 同居の家族全員（申請児童以外）について記入してください。

家族の氏名	年齢	学年	種別	備考	家族の氏名

① 別表「のびっ子」に記入してください。

項目	回答	項目	回答
住所	市 区 丁目 番 号	住所	市 区 丁目 番 号
学年	小学校 年 組	学年	小学校 年 組

② 児童の所属施設等（児童育成クラブ等）について記入してください。

施設名	所在地	所属状況	備考

③ 保護者の氏名以外の理由により入会が必要となる場合や、児童のその他入会が必要と思われる理由、また日常生活で特に留意する点（アレルギー等）があれば記入してください。

別記様式第5号中

(ふりがな)		性別
児童氏名		男・女

」を

(ふりがな)	
児童氏名	

」に

改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第43号

草津市会計規則の一部を改正する規則

草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第34条中「郵便局または指定金融機関等に貯金または預金をし、」を削る。

第95条第1項各号列記以外の部分中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第44号

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

付則の次に次の2様式を加える。

別記  
様式第1号（第2条第2項関係）

草津市立図書館会議室等使用料減免申請書

草津市長 橋川 渉

申請者

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名  
電 話

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
使用施設	使用料
減免申請額	
減免申請の理由	減免の経緯事項

以下は記入する必要はありません。

使 用 料 減 免 決 裁				指 示 小 章
所 長	副 所 長	係 長	課 長	
処 理	減免決定額	冊	備考	
	減免年月日	年 月 日		



様式第2号（第3条第2項関係）

草津市立図書館会議室等使用料還付申請書

年 月 日

草津市長 様

申請者

所在地

名 称

代表者

連絡先

( )

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

記

使用目的		使用人数	人
使用日時	申請 年 月 日( ) 時 分 終了 年 月 日( ) 時 分		
使用施設			
還付申請の理由			
返付申請金額	円		

なお、還付金は下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名	支 店 名
預金種別	口座番号
フリガナ	
口座名義人	

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第45号

草津市要保護児童対策地域協議会規則の一部を改正する規則

草津市要保護児童対策地域協議会規則（平成25年草津市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1法第25条の5第3号に規定する者の項中

草津市民生委員児童委員協議会

草津市民生委員児童委員協議会

草津市里親会

改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第46号

草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則（平成23年草津市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第47号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成3年草津市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第8号中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第30条の3中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

第48条の見出しならびに第52条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

別記様式第3号その3を次のように改める。

別記様式第3号その3

別記様式第53号の8その1から同号その2までを次のように改める。

様式第53号の8その1

軽自動車税（種別割）納税証明書  
（継続検査用）

軽自動車税（種別割）納税証明書  
（継続検査用）

上記のとおり記載することを証明する。

草津市役所

様式第53号の8その2（第29条第8号関係）

（裏面）

軽自動車税（種別割）納税証明書  
（継続検査用）

氏名

検査番号

有効期限

上記については捺印がないことを証明する。

※おまじの欄は切の欄をすしに提出します。

納税日付印

上記のおまじは裏面に捺印しております。

（納付書保管）

◆納税証明書について

1. 継続検査において自動車検査工場の受付を受けたとき、この証明書を提示してください。
2. 有効期限が満了する場合は、検査場にて検査を受ける際に、この証明書を提示してください。
3. 軽自動車、2輪の小型自動車（250ccを指す）で、表面の証明書の有効期限・車両番号が「※」印で消してあるものは、以前の税金が滞納になっているため無効となります。したがって、車検の必要のない車両については、この証明書は不要のため「※」印の表示がされていますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

別記様式第71号を次のように改める。

別記様式第71号



第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年草津市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項第1号中「次号」の右に「および第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 臨時的に任用される職員 その者の当該年における予定任用期間に応じ、別表第2の日数欄に掲げる日数

第15条第1項第13号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第31条を次のように改める。

(非常勤の職員の勤務時間等)

第31条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)の勤務時間は、別に定めるところによる。

2 非常勤の職員については、別に定めるところにより、年次有給休暇を与えるものとする。

3 非常勤の職員については、前2項に定めるもののほか、第14条第1項または第15条各号に規定するいずれかの理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合、任命権者は、別に定める休暇を与えることができる。

第32条を削る。

別表第1中「第11条の3」を「第11条の3第1項第1号」に改める。

別表第2中「第15条第13号」を「第15条第1項第13号」に改め、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第11条の3第1項第3号関係)

任用予定期間	日数
1月以内	2日
1月を超え2月以内	3日
2月を超え3月以内	5日
3月を超え4月以内	7日
4月を超え5月以内	8日
5月を超え6月以内	10日
6月を超え7月以内	12日
7月を超え8月以内	13日
8月を超え9月以内	15日

9月を超え10月以内	17日
10月を超え11月以内	18日
11月を超え1年以内	20日

備考

1 任用の期間が更新されたときは、更新前の任用の期間を通算した期間をもってその者の任用の期間とみなしてこの表を適用する。

2 更新後の任用の期間に係るその者の年次有給休暇の日数は、その者が更新前に既に使用した日数を差し引いた日数とする。

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第32条第2項第1号中「から第5号まで」を「および第4号」に改め、同条第3項中「第28条第1項第4号に掲げる職員で勤務日および勤務時間が常勤の職員と同様である者および」を削る。

第34条第1項第2号中「第3号から第5号まで、第7号および第8号」を「第3号、第4号、第6号および第7号」に改める。

第38条第2項第1号中「第3号から第5号まで」を「第3号および第4号」に改める。

別記様式第5号中「(臨時職員は1ヶ月定期)」を削る。

(草津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 草津市職員の育児休業等に関する規則(平成4年草津市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の3条を加える。

(条例第2条第4号ア(ウ)の市長が定める非常勤職員)

第3条の3 条例第2条第4号ア(ウ)の市長が定める非常勤職員は、次に掲げる非常勤職員とする。

(1) 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員

(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上であるもの

(条例第2条の3第3号イの市長が定める場合)

第3条の4 条例第2条の3第3号イの市長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するものまたは児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）もしくは同号に規定する養子縁組里親である者を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次に掲げる場合のいずれかに該当した場合
  - ア 死亡した場合
  - イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
  - ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
  - エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合または産後8週間を経過しない場合
 （条例第2条の4第2号の市長が定める場合）

第3条の5 前条の規定は、条例第2条の4第2号の市長が定める場合について準用する。この場合にお

いて、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第7条の3第2号中「第3号から第5号まで」を「第3号および第4号」に改め、「（同項第4号に掲げる職員については、勤務日および勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）を削る。  
第13条の2の次に次の1条を加える。

（条例第21条第2号イの市長が定める非常勤職員）  
第13条の3 条例第21条第2号イの市長が定める非常勤職員は、第3条の3各号に掲げる非常勤職員で、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日揭示済み）

草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第49号

草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則

草津市退職手当審査会規則（平成22年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「他の副市長および教育長」を「教育長および総務部長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年4月1日揭示済み）

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。



令和2年4月1日

草津市長 橋川 涉

草津市規則第50号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条総合政策部の項中

「情報政策課 情報政策係  
行政経営課 行政経営係」を

「経営戦略課 行政経営係 情報政策係」に改め、同条健康福祉部の項中「福祉総務係」を削り、「プレミアム付商品券事業推進室」を「人とくらしのサポートセンター」に、

「生活支援課 生活保護係」を「生活支援課 管理係 生活保護係」に、「障害福祉課 障害福祉係」を「障害福祉課 障害福祉係 相談支援係」に、「保険年金課 国民健康保険係 長寿医療係 国民年金係」を「保険年金課 医療保険係 国民年金係」に改め、同条都市計画部の項中「都市再生課 まちなか再生係 都市整備係」を「都市再生課 都市再生係」に改める。

第3条の表中「子ども家庭部」を「子ども未来部」に、「子ども子育て推進課」を「子ども・若者政策課」に改める。

第6条総合政策部の表職員課の項中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 職員の働き方改革に関する事(他の部課の所管に属するものを除く。)

第6条総合政策部の表人権政策課の項第9号中「専門理事」を「副部長」に改め、同表情報政策課の項および行政経営課の項を次のように改める。

経営戦略課	<p>(1) ファシリティマネジメントに基づく公共施設の再配置等に関する事。</p> <p>(2) 公共施設等総合管理計画に関する事。</p> <p>(3) 民間活力の導入および外郭団体の活用に関する事。</p> <p>(4) 地方分権に関する事。</p> <p>(5) 行政システム改革の推進に関する事。</p> <p>(6) 権限移(委)譲に関する事。</p> <p>(7) 職員提案に関する事。</p>
-------	--

- (8) ICT等を活用した業務改革、働き方改革の推進に関する事(他の部課の所管に属するものを除く。)
- (9) 地域情報化および行政情報化の推進に関する事。
- (10) 情報化施策に関する調査、研究、企画、調整および推進に関する事。
- (11) 情報システムの総合計画および総合調整に関する事。
- (12) 情報システムの管理および運営に関する事
- (13) 情報セキュリティポリシーに関する事。
- (14) 担当する理事所管事務に係る所属の連絡調整に関する事。
- (15) 課の一般庶務に関する事。

第6条まちづくり協働部の表生活安心課の項第11号を次のように改める。

(11) 動物の飼養に伴う周辺的生活環境の保全に関する事。

第6条まちづくり協働部の表生活安心課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同条環境経済部の表環境政策課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項第16号中「ボランティア清掃」の右に「用のごみ袋の交付および搬入許可申請」を加え、同号を同項第15号とし、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号から同項第21号までを1号ずつ繰り上げ、同表資源循環推進課の項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関する事。

第6条環境経済部の表くさつエコスタイルプラザの項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表農林水産課の項第20号中「処理施設」の右に「跡地」を加え、同条健康福祉部の表健康福祉政策課の項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) プレミアム付商品券事業に関する事。

第6条健康福祉部の表プレミアム付商品券事業推進室の項を次のように改める。

人とく らしの サポー トセン ター	(1) 福祉の総合相談窓口に関すること。
	(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。
	(3) 旧軍人、戦傷病者および戦没者遺族等の援護に関すること。
	(4) り災見舞金および災害弔慰金の支給等に関すること。
	(5) 行旅病人、行旅死亡人および法外援助に関すること。
	(6) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。
	(7) センターの一般庶務に関すること。

第6条健康福祉部の表生活支援課の項中第3号から第7号までを削り、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同表長寿いきがい課の項第3号、第4号および第17号中「（他の課等の所管に属するものを除く。）」を削り、同項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務に関すること。

第6条健康福祉部の表介護保険課の項第1号中「保健」を削り、「関すること」の右に「（他の課等の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第2号中「運営」を「企画および運営」に改め、「関すること」の右に「（他の課等の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第13号中「関すること」の右に「（他の課等の所管に属するものを除く。）」を加え、同表保険年金課の項中第23号を第24号とし、同項第22号を次のように改める。

(22) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合との連絡調整等に関すること。

第6条健康福祉部の表保険年金課の項中第22号を第23号とし、第17号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 年金生活者支援給付金に係る届出の受理等に関すること。

第6条都市計画部の表都市計画課の項第5号中「の策定」を削り、同表都市再生課の項第11号を次のように改める。

(11) 課に属さない土木関係工事の設計、施行および監督に関すること。

第6条都市計画部の表交通政策課の項第5号中「福祉」を削り、同表建築課の項中第23号を第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(24) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。

第6条都市計画部の表建築課の項中第22号を第23号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）に基づく届出書の受付、審査および指導等に関すること（建築物に限る。）。

第6条建設部の表プール整備事業推進室の項第1号中「の施設整備」を「整備・運営事業」に改め、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条建設部の表住宅課の項中第12号を削り、第13号を第12号とする。

（草津市附属機関運営規則の一部改正）

第2条 草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1所属の欄中「行政経営課」を「経営戦略課」に、「子ども家庭部子ども子育て推進室」を「子ども未来部子ども・若者政策課」に、「情報政策課」を「経営戦略課」に改める。

（草津市出納員規則の一部改正）

第3条 草津市出納員規則（平成6年草津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

総合政策部情報政策課	課長
総合政策部行政経営課	課長

」を

総合政策部経営戦略課	課長
------------	----

」に、

健康福祉部プレミアム付商品券事業推進室	室長
---------------------	----

」を

健康福祉部人とくらしのサポートセンター	所長
---------------------	----

」に

改める。

別表第2中

「

健康福祉部プレミアム 付商品券事業推進室長	所管に属する負担金、 手数料等の収納
--------------------------	-----------------------

」を

「

健康福祉部健康福祉政 策課長	所管に属する負担金、 手数料等の収納
-------------------	-----------------------

」に

改める。

(草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部改正)

第4条 草津市要保護児童対策地域協議会運営規則(平成25年草津市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 草津市健康福祉部人とくらしのサポートセンター

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第51号

草津市病児・病後児保育の実施に関する規則等の一部を改正する規則  
(草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一

部改正)

第1条 草津市病児・病後児保育の実施に関する規則(平成21年草津市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「

ふりがな	男
児童氏名	女

」を

「

ふりがな	
児童氏名	

」に

改め、別記様式第2号中「(男・女)」を削る。

(草津市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 草津市母子保健法施行細則(平成25年草津市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「(性別)」および「(男・女)」を削り、別記様式第2号および別記様式第3号中

「

ふりがな		男・女
氏 名		

」を

「

ふりがな	
氏 名	

」に

改め、別記様式第4号中

「

別記様式第4号	「(性別)」	削る		
別記様式第2号	「(男・女)」	削る		
別記様式第3号	「(性別)」	削る		
別記様式第3号	「(男・女)」	削る		

」を

草津市 介護保険 受給者 情報	氏名 フリガナ	性別	生年月日
	住所		

改め、別記様式第5号中

フリガナ	性別	男・女
氏名		

フリガナ	
氏名	

改め、別記様式第6号および別記様式第7号中

フリガナ	男・女
受療者氏名	

フリガナ	
受療者氏名	

改める。

(草津市介護保険条例施行規則の一部改正) 第3条 草津市介護保険条例施行規則(平成12年草津市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までおよび別記様式第14号中

生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女

生年月日	年 月 日
------	-------

改め、別記様式第17号中

生 年 月 日	性 別
年 月 日	男・女

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

別記様式第18号中

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	個人番号	性別	男・女
--------	------	--------	------	----	-----

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	個人番号	性別	男・女
--------	------	--------	------	----	-----

改め、別記様式第20号中

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	個人番号	性別	男・女
--------	------	--------	------	----	-----

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	個人番号	性別	男・女
--------	------	--------	------	----	-----

改め、別記様式第20号の4中

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	個人番号	性別	男・女
--------	------	--------	------	----	-----

被保険者氏名	生年月日	被保険者番号	個人番号	性別	男・女
--------	------	--------	------	----	-----

改め、別記様式第21号、別記様式第21号の3および別記様式第21号の4中

年齢	歳	性別	男・女
----	---	----	-----

年齢	歳
----	---

改め、別記様式28号中

被保険者氏名	被保険者番号	個人番号
生年月日	年 月 日	性 別 男・女

」を

被保険者氏名	被保険者番号	個人番号
生年月日	年 月 日	性 別

」に

改め、別記様式第32号および別記様式第38号中

生年月日	年 月 日	性 別	男・女	——
------	-------	-----	-----	----

」を

生年月日	年 月 日
------	-------

」に改め、

別記様式第45号中

生 年 月 日	性 別
年 月 日	男・女

」を

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」に改め、

別記様式第50号中

生年月日	年 月 日
性 別	男・女

」を

生年月日	年 月 日
------	-------

」に

改める。

(草津市介護保険特別給付ナイトデイサービス実施規則の一部改正)

第4条 草津市介護保険特別給付ナイトデイサービス実施規則(平成16年草津市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

生年月日	1期講習受講済回数	性 別	1男2女	講習有無	有	無	有	無
生年月日	年 月 日	性 別	男・女	講習	有	無	有	無

」を

生年月日	1期講習受講済回数	講習有無	有	無	有	無
生年月日	年 月 日	性 別	男・女	講習	有	無

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年4月1日揭示済み)

## 訓 令

草津市職員公舎貸付規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月19日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第4号

草津市職員公舎貸付規程の一部を改正する訓令(草津市職員公舎貸付規程(平成22年草津市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位 置
草津市東京職員公舎	東京都荒川区荒川五丁目4番2号
	ラヴィエント町屋1003号室
	東京都荒川区西日暮里四丁目17番1号 フォレストコート301号室

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月19日揭示済み)

草津市事務決裁規程および草津市文書規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉





4 職員 の 採 用 に 関 す る 事 務	1 採用計画の策定															
	(1) 重要なもの	○														
	(2) 軽易なもの		○													
	2 採用試験の実施の決定															
	(1) 次号以外の職員	○														
	(2) 任期付職員（特定任期付職員を除く。）		○													
3 第1次合格者および最終合格者の承認																
	(1) 次号以外の職員	○														
	(2) 任期付職員（特定任期付職員を除く。）		○													

改める。

別表(2)個別決裁事項まちづくり協働部の表生活安心課の部8動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に関する事務の項中「事態が生じさせている者に対する勧告および措置」を「事態を生じさせている者に対する勧告および命令」に改める。

別表(2)個別決裁事項健康福祉部の表健康福祉政策課の部の次に次のように加える。

人 と く ら し の サ ポ ー ト セ ン タ ー	1 災害見舞金および災害弔慰金の支給等に関する事務							○								
	2 行旅病人および死亡人の取扱いに関する事務	1 行旅病人の収容の決定						○								
		2 行旅死亡人の収容、引渡しおよび遺留金品の処分の決定							○							

別表(2)個別決裁事項健康福祉部の表生活支援課の部中「1 福祉現業に関する事務」を「福祉現業に関する事務」に改め、

3 行旅病人および死亡人の取扱いに関する事務	1 行旅病人の収容の決定							○								
	2 行旅死亡人の収容、引渡しおよび遺留金品の処分の決定								○							

」を削る。

別表(2)個別決裁事項子ども未来部の表子育て相談センターの部の次に次のように加える。

発 達 支 援 セ ン タ ー	1 障害児福祉に関する事務	1 児童福祉法に基づく障害児通所給付に関する事務							○							
		2 指定障害児相談支援事業者に関する事務								○						
	2 福祉現業に関する事務	1 児童福祉法および発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づく相談、支援に関する事務								○						
		2 草津市立発達支援センター湖の子園の通園の許可									○					

別表(2)個別決裁事項子ども未来部の表幼児課の部 1